

甲州市公告第12号

公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和4年6月10日

甲州市長 鈴木 幹夫



1 業務名

甲州市やまと天目山温泉資源活用施設・甲州市日川溪谷緑の村
事業運営手法検討業務

2 業務の目的

甲州市やまと天目山温泉資源活用施設は、平成6年に建設され、温泉施設として活用されている。

また、甲州市日川溪谷緑の村は、平成7年に建設され、緑豊かな自然環境の中にバンガローや釣り堀り等の施設があり、通称日川溪谷レジャーセンターとも呼ばれている。両施設とも、市民の福祉と健康の増進を図るとともに、広く一般の休養のための施設として親しまれており、産業の振興にも寄与するため設置されたものである。

平成18年から指定管理者制度を導入し、サービスの向上や施設の効率的な運営を図り、いずれも同期間で同一の管理者により指定管理制度が活用されている。

一方では建物や設備の老朽化が進むとともに近年は利用者数も伸び悩み、本施設の管理運営のための本市の財政負担は拡大している。

甲州市公共施設等総合管理計画の下位計画である施設類型別の個別施設計画（令和2年3月策定）では、将来的には民間譲渡の方針を定めている。

本業務は、本施設の現状や利用状況等を分析し、サウンディング型市場調査等により本施設に対する社会的な評価を行い、今後の本施設のあり方について検討を進める。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月17日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年4月1日現在で、本市が規定する入札参加資格を有するものであること。
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (3) 甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 直近5ヵ年以内に、本案件に類似する作成業務等を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。
- (7) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

5 手続き

甲州市やまと天目山温泉資源活用施設・甲州市日川溪谷緑の村事業運営手法検討業務委託業者公募型プロポーザル実施要領のとおり。

※実施要領は、甲州市のホームページに掲載しています。また、甲州市観光商工課窓口に備え付けてあります。

6 担当部署

甲州市観光商工課 観光施設管理担当 近藤・金子・萩原

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地1

TEL 0553-32-5000(課直通) Fax 0553-32-5174

メールアドレス:kankou@city.koshu.lg.jp